

答 申 第 80 号
令和 3年 2月 24日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審議会
会長 千草 孝雄

公用車ドライブレコーダーに関する個人情報取扱基準について（答申）

令和3年1月7日付け所市相第1014号により諮問のありました標記の件
について、別紙の通り答申します。

諮問第80号答申

本件諮問の対象は、市の公用車にドライブレコーダーを設置し運用する際の、個人情報の収集及び外部提供についての基準となります。

ドライブレコーダーは、公用車の安全運行及び事故防止並びに適切な事故処理のために利用されるものであり、市民の安心・安全に繋がることから、目的に公益性が認められます。

個人情報の収集及び外部提供については、原則として、その都度本審議会に諮問するものですが、ドライブレコーダーの性質上、その画像等は一定の基準を定めて同じように取扱うことが可能であるため、本基準の範囲内において、諮問することなくドライブレコーダーに関する個人情報を取扱うことを認めます。

なお、本基準第6条は第三者提供を例外的に認める場合の規定であるため、「保険会社等」は「保険会社、共済会等の団体」、「告訴等」は「告訴、告発、被害届の提出」と具体的に記載し、告訴等を行う主体が市であることを明記してください。また、同条により第三者提供をする場合は、その必要性を十分検討するよう求めます。

個人情報を収集、外部提供をしたことの本人通知は、ドライブレコーダーの性質上個別に対象者を抜き出し、通知することが困難なため、省略を認めますが、本基準第3条に規定のとおり、ドライブレコーダーで記録している旨の表示をするものとします。